



《記者発表資料》

「選挙運動のし方」、もう変え時です。

みなさん、ご承知のとおり、立候補すると、下記にあげた7つ道具が、選挙管理委員会から各候補者に渡されます。

- (1)選挙用自動車表示板
- (2)拡声器表示板
- (3)街頭演説用標旗
- (4)街頭演説用腕章
- (5)選挙事務所の標札
- (6)乗車用腕章
- (7)個人演説会用立札・看板の表示板

これら以外に、いわゆる「公選ハガキ」(市議会議員選挙の場合、立候補者一人につき2,000枚)など、公職選挙法が制定された1950年(昭和25年)から変わらないものが多いです。公費負担という面からみると、選挙カー(レンタル代・燃料代・運転手代)は、一人当たり25万円。名古屋の市議会議員選挙を例にすると、選挙カー利用代とポスター作成代として、一人約100万円、計約1億円の公費が投入されたと聞きます。第一生命経済研究所の推計によると、今回の統一地方選挙で約769億円の公費(自治体の支出)が使われたとのこと。

60年前は、ハガキを使用したり、街中で大声で呼びかけることが選挙運動の主な手段だったかもしれません。しかし、今はインター

ネットが普及しています。メールやホームページを利用して選挙運動をできるようにすれば、投票率の低い若い人々にも広くアピールでき、また、使う税金の額も少なくなります。

下図は、構想日本のホームページで行なったワンクリックアンケート(2007年5月11日～31日)の結果です。

有権者にとり立候補者を選ぶための判断情報(立候補者の政策構想力や実行力や人格等々)は、現状のポスターやビラや街頭活動だけでは十分とは言えません。

公開討論会は立候補者が一堂に会して各自の政策や理念を述べ合うため、有権者が立候補者を選ぶための貴重な機会です。ところが、公示後に公開討論会を開催するには、現行法は各候補者が同日、同一場所で、演説会を開催するという形式で行わざるを得ません。第三者である有権者が自由に公開討論会を開催することが禁止されているからです。

選挙公約、いわゆるマニフェストの配布に関しても枚数や場所の制限等が多くあります。

57年前に策定された公職選挙法は、当時の社会状況の下での公平性の概念に基づいて作られたものです。選挙は民主主義の入口です。憲法や教育基本法の前に、現代の社会、生活に合ったものに早く改正すべきだと思います。

【ワンクリックアンケートの結果】

Q: 今の選挙運動のやり方を...

